(b)　(ホ)①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
(c)　(ホ)③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
(d)　(ホ)②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
(e)　(ホ)①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
(f)　(ホ)②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b　次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前５時までの間に通行する。
(a)　山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
(b)　山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。
(c)　山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。
(d)　高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ホ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

②　瀬戸中央自動車道

a　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

b　山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前５時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③　西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。

(ロ)　割引適用区間
①　神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
②　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
③　西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ)　割引率
①　料金の割引率は、(イ)①ａ(a)、同①ａ(d)、同①ｂ(a)、同②ａ、同②ｂ又は同③に定める通行について50パーセントとする。
②　①に該当しない場合
料金の割引率は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について50パーセント、神戸西インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間又は淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間について30パーセントとする（ただし、(イ)①ａ(f)又は同ｂ(d)に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、(ロ)①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

(ニ)　実施期間
平成21年３月23日から平成26年３月31日までとする。

(ホ)　神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ
①　神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
②　淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
③　鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ヌ　休日深夜割引

(イ)　割引をする自動車
休日に、次の①から③に定める通行をするＥＴＣ車のうち、中型車、大型車及び特大車。
①　神戸淡路鳴門自動車道

a　次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。
(a)　(ホ)①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
(b)　(ホ)①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
(c)　(ホ)③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(e)に定める通行を除く。）。
(d)　(ホ)②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(e)に定める通行を除く。）。
(e)　(ホ)②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b　次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前５時までの間に通行する。
(a)　山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
(b)　山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(c)に定める通行を除く。）。
(c)　高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ホ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。